

(意見書案第 10 号)

拉致被害者の早期救出を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、平成 14 年 9 月、日朝首脳会談で北朝鮮がその事実を認め謝罪した。

また、この間拉致被害者 5 人とその家族が帰国して以来、平成 17 年 12 月の国連総会本会議での拉致を含む北朝鮮の人権侵害を非難する決議や平成 20 年 6 月の日朝実務者協議において約束された拉致被害者の再調査も、その後なんら動きが見えず、全く進展がない状況である。

これらは、北朝鮮による国家的な非人道的行為と言わざるを得ない。

過酷な環境での生活を余儀なくされていると推察される被害者は当然ながら、家族の心痛・心労を察するとき、国家の毅然たる主張として一刻も早い解決を日本国民誰もが願うところである。

また、オバマ大統領はこの拉致問題解決こそが北朝鮮が国際社会に復帰する大前提と位置づけている。

拉致被害者及び家族の救済に携わるすべての機関・団体・個人を支援し、拉致問題の早期解決を図ることは、日本政府としての義務である。

よって、国においては、拉致被害の現状を理解し、救済支援の輪を広げ、日本人のみならず全ての拉致被害者が笑顔で「ふるさと」に戻れる日の実現を期すことを目指し、更に関係国との連携を深め拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化するとともに、北朝鮮による再調査をさらに促し、その進捗状況と真偽の見極めを行い、早期の拉致被害者救出の実現に向け積極的な行動を推し進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 18 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

} 宛